様式第８号

（表面）

若手・女性技術者の配置評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 若手又は女性技術者 | □若年者（入札公告日現在　　歳） ・　□女性 |
| 雇用期間  （雇用開始年月日） | 入札公告日現在　　　年　　　月雇用  （　　　　　年　　月　　日） |
| 配置区分 | □　主任技術者  □　監理技術者  □　現場代理人 |
| 主任技術者又は監理技術者の資格要件 | □　あり  資格の内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ なし |

（裏面）

注意事項

１　評価対象となる若手又は女性技術者を配置しない場合は、この書類の提出を要しない。

２　評価の対象は、対象工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として配置する場合とする。なお、対象工事において主任技術者、監理技術者及び現場代理人を兼任する場合も評価の対象とするが、他工事と兼務する場合は評価の対象外とする。

３　評価の対象とする若手技術者は、入札公告日において３５歳未満の者とする。

４　若手・女性技術者は、入札公告日の前日から起算して３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、雇用関係が証明できる書類を添付すること。

５　対象工事の主任技術者又は監理技術者の資格要件を有する者を現場代理人として配置する場合は、保有資格要件の内容を記載の上、入札公告日時点において資格を有することを証明する書類（資格証明書等の写し）を添付すること。

６　対象工事において配置予定している若手・女性技術者を１名に特定できない場合は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人について、複数（それぞれ３名まで）の者を配置予定の若手・女性技術者とすることができる。この場合は、この書類は全ての配置予定技術者について提出するものとし、技術者の評価点については、最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、落札者決定から契約締結までの間に１名を選択するものとする。

７　この書類を提出した落札者は、この書類に基づき、主任技術者、監理技術者又は現場代理人を選任する。なお、やむを得ない事情によりこの書類に記載した若手・女性技術者を変更する場合は、評価を受けた若手・女性技術者と同等の評価を得られる者を配置することができる。（製作工と架設工（現場据付工）の工種がある場合は、それぞれ別の者（評価を受けた若手技術者と同等の評価を得られる者）を配置することができる。）

８　この書類どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。